

令和5年 第1回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年1月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和5年 第1回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用配分計画について
- 日程第10 議案第 5号 非農地証明願について

1 出席委員 (23名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高橋 栄一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | |
| 23番 大場 裕之 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員 なし

3 議事に参与した者

- | | |
|--------|--------|
| 事務局長 | 小野寺 世洋 |
| 事務局長補佐 | 小山 雅規 |

農地農政係	主 幹	高 橋	潤
農地農政係	主 幹	大 場	香
農地農政係	主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長 (吉田優俊 会長)

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

新年は穏やかな年明けとなっております。暦では大寒が過ぎて今年は10年に一度という強力な寒波が襲来し、寒さが一層厳しい日が続いております。

まだまだ寒い季節が続きますが、皆様におかれましては健康にご留意されながら農業委員活動にあたっていただければと存じます。

それでは、ただいまから令和5年 第1回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席17番 佐々木 耕太郎 委員、議席番号18番 高橋 榮一 委員 の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

議案資料に基づき、令和5年1月4日から令和5年1月27日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和5年1月28日から令和5年2月24日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から番号9番までの9案件、第2区の番号10番から番号22番までの13案件、第3区の番号23番から番号28番までの6案件、合わせて28案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 3, 159㎡、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、築館地区の 田 1筆 1, 331㎡、

番号3番は、築館地区の 田 13筆 14, 811㎡、畑 2筆 2, 084㎡、計16, 895㎡、いずれも農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」）による賃貸借権解約の2案件、

番号4番は、高清水地区の 田 22筆 21, 083㎡、畑 1筆 625㎡、計21, 708㎡、農地中間管理事業による賃貸借権配分計画解約の1案件、

番号5番は、一迫地区の 田 3筆 4, 896㎡、

番号6番は、一迫地区の 田 1筆 300㎡、

番号7番は、一迫地区の 田 1筆 5, 880㎡、

番号8番は、一迫地区の 田 1筆 153㎡、いずれも基盤法による賃貸借権解約の4案件、

番号9番は、瀬峰地区の 畑 1筆 736㎡、基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号10番は、若柳地区の 田 9筆 5, 411㎡、

番号11番は、若柳地区の 田 8筆 11, 215 m²、
番号12番は、若柳地区の 田 1筆 1, 991 m²、
番号13番は、若柳地区の 田 1筆 4, 843 m²、
番号14番は、若柳地区の 田 5筆 3, 481 m²、
番号15番は、若柳地区の 田 5筆 3, 353 m²、
番号16番は、若柳地区の 田 2筆 1, 340 m²、
番号17番は、若柳地区の 田 1筆 2, 064 m²、いずれも農地法第3条による賃貸借権解約の8案件、

番号18番は、若柳地区の 田 7筆 6, 937 m²、
番号19番は、若柳地区の 田 18筆 11, 111 m²、
番号20番は、若柳地区の 田 11筆 11, 224 m²、畑 1筆 632 m²、計
11, 856 m²、いずれも基盤法による賃貸借権解約の3案件、

番号21番は、金成地区の 田 1筆 5, 000 m²、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号22番は、志波姫地区の 田 17筆 11, 338 m²、畑 2筆 1, 085 m²、計 12, 423 m²、基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号23番は、栗駒地区の 田 6筆 5, 446 m²、

番号24番は、栗駒地区の 田 1筆 2, 377 m²、いずれも農地法第3条による賃貸借権解約の2案件、

番号25番は、栗駒地区の 田 8筆 6, 660 m²、

番号26番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 713 m²、いずれも基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号27番は、鶯沢地区の 田 18筆 16, 591 m²、基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号28番は、花山地区の 田 2筆 2, 906 m²、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

以上、28案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番および番号2番は関連案件で、築館地区の 田 4筆 6, 325㎡、いずれも、農地中間管理事業による使用貸借権解約の2案件、
以上、2案件を説明報告。

議長

続いて、第3区の番号3番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の 田 15筆 18, 758㎡、畑 1筆 1, 121㎡、計 19, 879㎡、農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、
以上、1案件を説明報告。

議長

これで、日程5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号11番の11案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 10, 448㎡、
番号2番は、築館地区の 田 2筆 1, 716㎡、畑 3筆 33, 257㎡、計 34, 973㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、
番号3番は、築館地区の 田 14筆 15, 759㎡、畑 2筆 2, 084㎡、計 17, 843㎡、賃貸借権設定の1案件、
番号4番は、高清水地区の 田 1筆 866㎡、所有権移転売買の1案件、
番号5番および番号6番は関連案件で、番号5番は一迫地区の 田 2筆 192㎡、
番号6番は一迫地区の 田 1筆 212㎡、所有権移転交換の2案件、
番号7番は、一迫地区の 田 2筆 4, 821㎡、賃貸借権設定の1案件、
番号8番は、瀬峰地区の 田 1筆 5, 639㎡、所有権移転売買の1案件、
番号9番は、瀬峰地区の 田 20筆 18, 475㎡、
番号10番は、瀬峰地区の 畑 1筆 736㎡、いずれも、所有権移転贈与の2案件、
番号11番は、瀬峰地区の 田 7筆 14, 292㎡、賃貸借権設定の1案件、
以上、11案件を説明。

議長

次に、去る1月20日、議席番号20番 三浦 栄 委員、農地利用最適化推進委員の鈴木 孝夫 推進委員及び鎌田 英利 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

鎌田です。去る1月20日に4名にて、書類審査を行いました。

番号1番から番号4番および番号7番から番号11番は労力不足や相手方の要望による売買や贈与、貸借権設定、親子間の経営継承による贈与で、許可にあたっては全部効率利用要件や地域調和要件を勘案し、許可にあたってはいずれも特に問題はないと判断しました。

番号5番と6番は経営合理化のため、以前より交換耕作していたものを今回申請したものであり、こちらも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号12番から番号22番までの11案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号12番は、若柳地区の 田 1筆 512㎡、

番号13番は、若柳地区の 田 2筆 1,340㎡、

番号14番は、若柳地区の 田 1筆 2,064㎡、いずれも所有権移転売買の3案件、

番号15番は、若柳地区の 田 1筆 26㎡、畑 1筆 102㎡、計 128㎡、所有権移転贈与の1案件、

番号16番は、若柳地区の 田 1筆 3,017㎡、賃貸借権設定の1案件、

番号17番は、金成地区の 田 1筆 5,000㎡、所有権移転売買の1案件、

番号18番は、金成地区の 田 3筆 3,790㎡、

番号19番は、金成地区の 田 7筆 6, 562 m²、
番号20番は、金成地区の 田 2筆 7, 000 m²、
番号21番は、金成地区の 田 1筆 2, 950 m²、いずれも、賃貸借権設定の4
案件、

番号22番は、志波姫地区の 田 1筆 138 m²、所有権移転贈与の1案件、
以上、11案件を説明。

議長

次に、去る1月23日、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員、農地利用最適化推進委員の
佐々木 進 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいた
します。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

推進委員の佐々木です。1月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
いずれの案件も譲渡人の労力不足によるもので、許可にあたっては特に問題ないと判断し
ました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号23番から番号38番までの16案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号23番は、栗駒地区の 田 3筆 1, 464 m²、
番号24番は、栗駒地区の 田 1筆 670 m²、
番号25番は、栗駒地区の 田 1筆 978 m²、
番号26番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 713 m²、畑 1筆 94 m²、計
2, 807 m²、
番号27番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 621 m²、

番号28番は、栗駒地区の 田 1筆 2, 377 m²、いずれも所有権移転売買の6案件、

番号29番は、栗駒地区の 畑 3筆 1, 114 m²、

番号30番は、栗駒地区の 田 25筆 22, 274 m²、畑 1筆 240 m²、計22, 514 m²、いずれも所有権移転贈与の2案件、

番号31番は、栗駒地区の 田 5筆 9, 350 m²、

番号32番は、栗駒地区の 田 1筆 3, 007 m²、いずれも貸借権設定の2案件、

番号33番は、鶯沢地区の 田 8筆 9, 655 m²、所有権移転贈与の1案件、

番号34番は、鶯沢地区の 田 21筆 15, 674 m²、貸借権設定の1案件、

番号35番は、鶯沢地区の 田 2筆 1, 651 m²、

番号36番は、鶯沢地区の 田 3筆 2, 173 m²、いずれも区分地上権設定の2案件、

番号37番は、花山地区の 田 7筆 6, 616 m²、畑 2筆 2, 001 m²、計8, 617 m²、所有権移転売買の1案件、

番号38番は、花山地区の 田 2筆 2, 814 m²、区分地上権設定の1案件、

以上、16案件を説明。

議長

次に、去る1月23日、議席番号19番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員の安藤 康太 推進委員及び 山田 善太郎 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

安藤 康太 推進委員

安藤と申します。去る1月23日に岩渕委員、山田推進委員、事務局担当者、私の4名で書類審査を行いました。

さきに説明のありましたとおり、番号23番から28番、37番は相手方の労力不足による所有権移転売買、番号29番、30番、33番は後継者への贈与や相手方労力不足による所有権移転贈与、番号31番、32番、34番は相手方の労力不足による貸借権設定、番号35番、36番、38番は営農型太陽光発電設備設置のための区分地上権設定となっており、いずれも許可にあたりましては特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
番号1番から番号38番までの38案件について、原案のとおり許可することに賛成の
委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
番号1番から番号38番までの38案件については、原案のとおり許可することに決定
いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたし
ます。
第1区の番号1番から番号5番の5案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 1筆 363㎡、所有権移転売買の1案件で、
申請地を購入し一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。
農地区分は周囲を宅地及び山林、河川によって分断された生産性の低い小集団農地とな
り第2種農地、生活排水は浄化槽処理ののち既存道路側溝に排水、雨水は自然浸透である
ことを説明。
番号2番および3番は関連案件で、番号2番は築館地区の 田 4筆 6,325㎡の
内1,696㎡、番号3番は築館地区の 田 2筆 2,278㎡の内523㎡、いずれ
も賃貸借権設定の2案件で、申請地を一時転用し新幹線法面補修工事に伴う作業ヤードを
造成するものです。

農地区分は農用地区域内農地ですが一時転用のため不許可の例外規定に該当し、排水、

雨水は自然浸透による処理、その他用排水は発生しない計画となっています。

番号4番および5番は関連案件で、番号4番は一迫地区の 田 1筆 1,012㎡、番号5番は一迫地区の 田 1筆 686㎡、番号4番については所有権移転売買、番号5番については賃貸借権設定となる案件で、これら申請地を購入または借りてコンビニ店舗および駐車場、並びに進入路を建築造成するものです。

農地区分は周辺街区における宅地面積割合が40%を超える区域内の農地のため第3種農地、生活排水は公共下水道接続により処理し、雨水は敷地内側溝を經由し道路側溝に排水であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 三浦 栄 委員から報告願います。

三浦 栄 委員

それでは報告いたします。去る1月20日に鈴木推進委員、鎌田推進委員、私と事務局担当者の4名で現地確認を行いました。

番号1番は、周辺は畑及び山林で隣接地に既に住宅が建っており今後宅地化が進むであろうと想像してきました。心配されるのが周辺への土砂流出ですが、申請者においてその対策を十分に講じるとのことであり、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

番号2番および3番は、周辺は山林と休耕田で、新幹線の法面工事による作業ヤードを造成するものです。周囲に影響を与えることはなく、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

番号5番および6番は、国道398号と県道の十字路交差点で、向かいには既にコンビニ店舗が建っております。周辺を宅地や生産性の低い農地に囲まれた土地です。隣接土地は農地で排水対策が心配されましたが、対策をきちんと講じる計画となっており、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番から番号8番までの3案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番から7番は関連案件で、番号6番は鶯沢地区の 田 2筆 1, 651㎡の内0.67㎡、番号7番は鶯沢地区の 田 3筆 2, 173㎡の内0.67㎡、で申請地を借り営農型太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもので、パネル下部では牧草の作付けを行うものです。

農地区分は、農用地区域内農地となりますが営農型太陽光発電設備を設置のための一時転用による不許可の例外として取り扱います。利用期間は許可日から10年間、雨水は自然浸透であることを説明。

番号8番は、花山地区の 田 2筆 2, 814㎡の内0.61㎡、こちらの案件も同じく申請地を借り営農型太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもので、パネル下部では牧草の作付けを行うものです。

農地区分は、農用地区域内農地となりますが営農型太陽光発電設備を設置のための一時転用による不許可の例外として取り扱います。利用期間は許可日から10年間、雨水は自然浸透であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、山田 善太郎 推進委員 から報告願います。

山田 善太郎 推進委員

去る1月23日に前述の4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番から番号8番の詳細はただ今事務局説明のとおり番号6番と7番は鶯沢地区、番号8番は花山地区でそれぞれ営農型太陽光発電設備を設置し、パネル下部では牧草を作付けする計画です。

番号6番と7番については、現在事業予定者の自己所有地に太陽光発電設備を設置している隣接地となり、現況は草地ですがきれいに刈り取りが行われておりました。

番号8番については、現在遊休農地となっておりカヤが繁茂しておりましたが、今後は営農型太陽光発電設備を設置しきちんと管理されるものと思われまます。

これらの案件全てにおいて周辺への影響はないと考えられることから、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

議席番号 11 番 三浦委員。

三浦 正勝 委員

11 番の三浦でございます。

この 3 案件に共通してお尋ねします。一時転用期間がいずれも 10 年間となっておりますがその説明がなかったので、説明をお願いします。

また、発電パネル下部で作付される牧草の活用はどのようにされるのか、についても伺います。

議長

事務局説明。

事務局

一時転用期間がいずれも 10 年間であることにつきましては、パネル下部で営農する者が認定農業者となっておりますので 10 年間と設定されております。

下部で作付けされます牧草の活用につきましては確認していなかったもので、確認し後ほど報告します。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

認定農業者であれば 10 年間とする理由は理解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認めます。

後ほど報告する部分を除き、これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号8番までの8案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号8番までの8案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

それでは、会議開始から1時間が経過したので、午後2時40分まで、休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時28分から2時42分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時43分)

議長

先ほど説明を保留していた三浦委員のご質問に対する件について、事務局から説明をいたします。

事務局

パネル下部で作付けされる牧草の活用につきまして確認しました結果、営農者の近所で牛を飼っている農家へ分配するということです。

回答が遅くなりすみませんでした。

議長

日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号13番の1案件、について審議いたします。

鎌田英利 推進委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時44分)

(鎌田 英利 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時44分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号13番は、高清水地区の 田 3筆 2, 213㎡、賃貸借権更新の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号13番の1案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号13番の1案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、鎌田英利 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時46分)

(鎌田 英利 推進委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時46分)

次に、第1区の番号19番から番号36番までの18案件、について審議いたします。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時47分)

(17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時47分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号19番は、高清水地区の 田 1筆 5, 434㎡、

番号20番は、高清水地区の 田 1筆 3, 059㎡、

番号21番は、高清水地区の 田 5筆 15, 912㎡、

番号22番は、高清水地区の 田 1筆 9, 877㎡、

番号23番は、高清水地区の 田 3筆 10, 994㎡、

番号24番は、高清水地区の 田 3筆 9, 117㎡、

番号25番は、高清水地区の 田 3筆 7, 785㎡、

番号26番は、高清水地区の 田 1筆 2, 200㎡、

番号27番は、高清水地区の 田 1筆 320㎡、

番号28番は、高清水地区の 田 1筆 5, 865㎡、

番号29番は、高清水地区の 田 1筆 6, 920㎡、

番号30番は、高清水地区の 田 4筆 1,942㎡、
番号31番は、高清水地区の 田 1筆 6,485㎡、
番号32番は、高清水地区の 田 1筆 890㎡、
番号33番は、高清水地区の 田 1筆 4,257㎡、
番号34番は、高清水地区の 田 2筆 6,517㎡、
番号35番は、高清水地区の 田 4筆 15,842㎡、いずれも賃貸借権更新の
17案件、
番号36番は、高清水地区の 田 1筆 5,543㎡、使用貸借権更新の1案件、
以上、18案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号19番から番号36番までの18案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号19番から番号36番までの18案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時49分)
(17番 佐々木 耕太郎 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時49分)
次に、第2区の番号109番の1案件、ならびに番号117番から番号119番までの3案件、合わせて4案件、について審議いたします。

議席番号18番 高橋 榮一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時49分)
(18番 高橋 榮一 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時49分)
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号109番は、金成地区の 田 20筆 18, 637㎡、新規賃貸借権設定の1案件、
番号117番は、金成地区の 田 18筆 17, 637㎡、
番号118番は、金成地区の 田 15筆 12, 759㎡、
番号119番は、金成地区の 田 9筆 6, 256㎡、いずれも賃貸借権設定更新の3案件、
以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号109番の1案件、ならびに番号117番から番号119番までの3案件、合わせて4案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号109番の1案件、ならびに番号117番から番号119番までの3案件、合わせて4案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号18番 高橋 榮一 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時51分)

(18番 高橋 榮一 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時51分)

次に、第2区の番号130番の1案件、について審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時52分)

(4番 佐々木 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時52分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号130番は、志波姫地区の 田 5筆 12, 875㎡、新規賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号130番の1案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号130番の1案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時54分)

(4番 佐々木 弘 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時54分)

次に、第1区の番号1番から番号12番までの12案件、
番号14番から番号18番までの5案件、
番号37番から番号73番までの37案件、
合わせて54案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 2, 480㎡、所有権移転売買の1案件、
番号2番は、築館地区および一迫地区の 田 15筆 21, 893㎡、
番号3番は、築館地区の 田 1筆 1, 934㎡、いずれも新規賃貸借権設定の2案件、

番号4番は、築館地区の 田 1筆 2, 000㎡、
番号5番は、築館地区の 田 1筆 2, 978㎡、
番号6番は、築館地区の 田 1筆 800㎡、
番号7番は、築館地区の 田 2筆 4, 199㎡、いずれも賃貸借権設定更新の4案件、

番号8番は、高清水地区の 田 4筆 5, 038㎡、
番号9番は、高清水地区の 田 4筆 5, 865㎡、
番号10番は、高清水地区の 田 8筆 15, 884㎡、
番号11番は、高清水地区の 田 1筆 9, 960㎡、いずれも新規賃貸借権設定の4案件、

番号12番は、高清水地区の 田 4筆 13, 979㎡、新規および更新の賃貸借権設定の1案件、

番号14番は、高清水地区の 田 13筆 38, 105㎡、
番号15番は、高清水地区の 田 6筆 14, 250㎡、
番号16番は、高清水地区の 田 1筆 3, 334㎡、
番号17番は、高清水地区の 田 4筆 7, 374㎡、
番号18番は、高清水地区の 田 2筆 1, 902㎡、いずれも賃貸借権設定更新の5案件、

番号37番は、高清水地区の 田 3筆 2, 915㎡、使用貸借権設定更新の1案件、
番号38番は、一迫地区の 田 23筆 49, 951㎡、畑 1筆 247㎡、計
50, 198㎡、

番号39番は、一迫地区の 田 39筆 26, 933㎡、
番号40番は、一迫地区の 田 1筆 1, 799㎡、
番号41番は、一迫地区の 田 1筆 2, 821㎡、
番号42番は、一迫地区の 田 6筆 10, 687㎡、
番号43番は、一迫地区の 田 6筆 11, 917㎡、いずれも新規賃貸借権設定の6案件、

番号44番は、一迫地区の 田 6筆 11, 278㎡、新規および更新の賃貸借権設定の1案件、

番号45番は、一迫地区の 田 2筆 3, 842㎡、
番号46番は、一迫地区の 田 8筆 14, 435㎡、
番号47番は、一迫地区の 田 3筆 4, 458㎡、畑 1筆 978㎡、計
5, 436㎡、

番号48番は、一迫地区の 田 6筆 7, 629 m²、
番号49番は、一迫地区の 田 4筆 7, 900 m²、
番号50番は、一迫地区の 田 1筆 908 m²、
番号51番は、一迫地区の 田 4筆 5, 330 m²、
番号52番は、一迫地区の 田 1筆 2, 837 m²、いずれも賃貸借権設定更新の8
案件、

番号53番は、瀬峰地区の 田 8筆 8, 010 m²、
番号54番は、瀬峰地区の 田 1筆 5, 429 m²、
番号55番は、瀬峰地区の 田 10筆 17, 745 m²、
番号56番は、瀬峰地区の 田 4筆 1, 937 m²、
番号57番は、瀬峰地区の 田 11筆 11, 105 m²、
番号58番は、瀬峰地区の 田 7筆 5, 614 m²、
番号59番は、瀬峰地区の 田 14筆 9, 319 m²、
番号60番は、瀬峰地区の 田 9筆 14, 276 m²、いずれも新規賃貸借権設定の
8案件、

番号61番は、瀬峰地区の 田 5筆 7, 108 m²、
番号62番は、瀬峰地区の 田 4筆 2, 584 m²、
番号63番は、瀬峰地区の 田 1筆 1, 999 m²、
番号64番は、瀬峰地区の 田 3筆 3, 084 m²、畑 1筆 624 m²、計
3, 708 m²、

番号65番は、瀬峰地区の 田 5筆 10, 302 m²、
番号66番は、瀬峰地区の 田 7筆 7, 165 m²、
番号67番は、瀬峰地区の 田 7筆 5, 334 m²、
番号68番は、瀬峰地区の 田 3筆 1, 948 m²、
番号69番は、瀬峰地区の 田 30筆 48, 101 m²、畑 1筆 705 m²、計
48, 806 m²、

番号70番は、瀬峰地区の 田 13筆 9, 818 m²、
番号71番は、瀬峰地区の 田 7筆 3, 425 m²、
番号72番は、瀬峰地区の 田 1筆 2, 021 m²、
番号73番は、瀬峰地区の 田 1筆 1, 644 m²、いずれも賃貸借権設定更新の
13案件、

以上、54案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

議席番号11番 三浦委員。

三浦 正勝 委員

11番の三浦でございます。

番号6番の案件について、賃貸料の額が高いのですが間違いありませんか。

議長

事務局説明。

事務局

ご質問の件につきましては、ご覧のとおり金額がかなり高く設定されておりますが、申請受付時にも金額が高いことから確認を行っておりますが、間違いがないということで申請されております。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の番号74番から番号108番までの35案件、
番号110番から番号116番までの7案件、
番号120番から番号129番までの10案件、
番号131番から番号142番までの12案件、
合わせて64案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

- 第2区の番号74番は、若柳地区の 田 1筆 500㎡、
番号75番は、若柳地区の 田 1筆 1,045㎡、いずれも所有権移転売買の
2案件、
番号76番は、若柳地区の 田 2筆 1,894㎡、
番号77番は、若柳地区の 田 25筆 21,211㎡、畑 1筆 40㎡、計
21,251㎡、
番号78番は、若柳地区の 田 16筆 13,772㎡、
番号79番は、若柳地区の 田 9筆 8,290㎡、
番号80番は、若柳地区の 田 2筆 2,009㎡、
番号81番は、若柳地区の 田 11筆 5,958㎡、
番号82番は、若柳地区の 田 2筆 5,979㎡、
番号83番は、若柳地区の 田 5筆 3,753㎡、
番号84番は、若柳地区の 田 3筆 2,696㎡、
番号85番は、若柳地区の 田 22筆 18,248㎡、
番号86番は、若柳地区の 田 1筆 93㎡、
番号87番は、若柳地区の 田 4筆 663㎡、
番号88番は、若柳地区の 田 18筆 11,111㎡、
番号89番は、若柳地区の 田 5筆 3,353㎡、
番号90番は、若柳地区の 田 1筆 5,192㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
15案件、
番号91番は、若柳地区の 田 28筆 20,367㎡、畑 1筆 1,334㎡、
計21,701㎡、新規および更新の賃貸借権設定の1案件、
番号92番は、若柳地区の 田 2筆 1,303㎡、
番号93番は、若柳地区の 田 7筆 5,456㎡、
番号94番は、若柳地区の 田 3筆 5,042㎡、
番号95番は、若柳地区の 田 6筆 4,336㎡、
番号96番は、若柳地区の 田 3筆 3,029㎡、
番号97番は、若柳地区の 田 5筆 4,591㎡、
番号98番は、若柳地区の 田 14筆 8,875㎡、
番号99番は、若柳地区の 田 3筆 3,826㎡、
番号100番は、若柳地区の 田 11筆 15,527㎡、
番号101番は、若柳地区の 田 6筆 3,069㎡、
番号102番は、若柳地区の 田 9筆 12,589㎡、
番号103番は、若柳地区の 田 1筆 229㎡、
番号104番は、若柳地区の 田 25筆 30,598㎡、畑 4筆 3,448㎡、
計34,046㎡、
番号105番は、若柳地区の 田 6筆 4,612㎡、

番号106番は、若柳地区の 田 5筆 3, 481 m²、
番号107番は、若柳地区の 田 1筆 1, 992 m²、いずれも賃貸借権設定更新の
16案件、

番号108番は、金成地区の 田 2筆 2, 056 m²、所有権移転売買の1案件、
番号110番は、金成地区の 田 5筆 4, 573 m²、
番号111番は、金成地区の 田 8筆 4, 352 m²、
番号112番は、金成地区の 田 3筆 9, 902 m²、
番号113番は、金成地区の 田 14筆 24, 484 m²、
番号114番は、金成地区の 田 2筆 7, 200 m²、いずれも新規賃貸借権設定の
5案件、

番号115番は、金成地区の 田 16筆 29, 819 m²、
番号116番は、金成地区の 田 11筆 9, 637 m²、いずれも新規および更新の
賃貸借権設定の2案件、

番号120番は、金成地区の 田 1筆 4, 515 m²、
番号121番は、金成地区の 田 3筆 18, 946 m²、
番号122番は、金成地区の 田 1筆 4, 500 m²、
番号123番は、金成地区の 田 1筆 5, 694 m²、
番号124番は、金成地区の 田 8筆 6, 159 m²、
番号125番は、金成地区の 田 1筆 1, 971 m²、
番号126番は、金成地区の 田 22筆 22, 190 m²、
番号127番は、金成地区の 田 7筆 3, 484 m²、いずれも賃貸借権設定更新の
8案件、

番号128番は、金成地区の 田 4筆 1, 452 m²、新規使用貸借権設定の1案件、
番号129番は、志波姫地区の 田 1筆 778 m²、所有権移転売買の1案件、
番号131番は、志波姫地区の 田 3筆 5, 847 m²、
番号132番は、志波姫地区の 田 14筆 18, 081 m²、
番号133番は、志波姫地区の 田 1筆 1, 238 m²、
番号134番は、志波姫地区の 田 8筆 13, 660 m²、いずれも新規賃貸借権設
定の4案件、

番号135番は、志波姫地区の 田 3筆 3, 276 m²、
番号136番は、志波姫地区の 田 4筆 6, 613 m²、
番号137番は、志波姫地区の 田 1筆 3, 156 m²、
番号138番は、志波姫地区の 田 6筆 15, 917 m²、
番号139番は、志波姫地区の 田 4筆 5, 806 m²、
番号140番は、志波姫地区の 田 10筆 13, 385 m²、
番号141番は、志波姫地区の 田 2筆 3, 030 m²、
番号142番は、志波姫地区の 田 11筆 5, 261 m²、いずれも賃貸借権設定
更新の8案件、

以上、64案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号143番から番号170番までの28案件、について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号143番は、栗駒地区の 田 8筆 6, 660㎡、
番号144番は、栗駒地区の 田 1筆 346㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、
番号145番は、栗駒地区の 田 2筆 1, 392㎡、
番号146番は、栗駒地区の 田 1筆 1, 276㎡、
番号147番は、栗駒地区の 田 5筆 6, 487㎡、
番号148番は、栗駒地区の 田 4筆 7, 091㎡、
番号149番は、栗駒地区の 田 5筆 18, 367. 11㎡
番号150番は、栗駒地区の 田 2筆 10, 636㎡、いずれも新規賃貸借権設定
の6案件、
番号151番は、栗駒地区の 田 3筆 7, 611㎡、新規および更新の賃貸借権設
定の1案件、
番号152番は、栗駒地区の 田 9筆 21, 556㎡、
番号153番は、栗駒地区の 田 9筆 14, 099㎡、
番号154番は、栗駒地区の 田 2筆 1, 821㎡、
番号155番は、栗駒地区の 田 9筆 16, 558㎡、
番号156番は、栗駒地区の 田 6筆 2, 716㎡、
番号157番は、栗駒地区の 田 3筆 4, 511㎡、
番号158番は、栗駒地区の 田 10筆 9, 215㎡、
番号159番は、栗駒地区の 田 4筆 8, 073㎡、いずれも賃貸借権設定更新の
8案件、
番号160番は、鶯沢地区の 田 5筆 4, 135㎡、

番号161番は、鶯沢地区の 田 4筆 2, 150㎡、
番号162番は、鶯沢地区の 田 11筆 22, 337㎡、
番号163番は、鶯沢地区の 田 5筆 4, 173㎡、
番号164番は、栗駒地区および鶯沢地区の 田 7筆 6, 754㎡、
番号165番は、鶯沢地区の 田 2筆 3, 062㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
6案件、
番号166番は、鶯沢地区の 田 6筆 8, 189㎡、
番号167番は、鶯沢地区の 田 4筆 2, 758㎡、
番号168番は、鶯沢地区の 田 2筆 7, 410㎡、
番号169番は、鶯沢地区の 田 2筆 3, 176㎡、いずれも賃貸借権設定更新の
4案件、
番号170番は、花山地区の 田 3筆 3, 408㎡、賃貸借権設定更新の1案件、
以上、28案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号1番から番号12番までの12案件、
番号14番から番号18番までの5案件、
番号37番から番号73番までの37案件、
第2区の番号74番から番号108番までの35案件、
番号110番から番号116番までの7案件、
番号120番から番号129番までの10案件、
番号131番から番号142番までの12案件、
第3区の番号143番から番号170番までの28案件、

合計146案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、

第1区の番号1番から番号12番までの12案件、

番号14番から番号18番までの5案件、

番号37番から番号73番までの37案件、

第2区の番号74番から番号108番までの35案件、

番号110番から番号116番までの7案件、

番号120番から番号129番までの10案件、

番号131番から番号142番までの12案件、

第3区の番号143番から番号170番までの28案件、

合計146案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の 田 22筆 21,083㎡、畑 1筆 625㎡、計21,708㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

日程第9、議案第4号、農用地利用配分計画についての、第1区の番号1番の1案件、
について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号、農用地利用配分計画についての、第1区の番号1番の
1案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

第2区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の 畑 1筆 132㎡、昭和42年頃に転用されたもの
のと思われ自宅進入路および庭として使用し現在に至り、今後農地への復元が困難である
ことから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号2番は、若柳地区の 田 3筆 2,937㎡、平成20年頃から労力不足により
原野化が進み現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い
出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員 から報告願います。

熊谷 ゆり 委員

報告いたします。去る1月23日に先の3名で書類確認及び現地確認を行いました。

番号1番は、写真で見ると一目瞭然ですが現地は既に進入路付近から舗装されており、
庭も整備されていました。今後農地への復元は困難であります。また宅地への進入路は他
にないことから、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号2番は、一面にカヤが茂っており水路も分断されている状況にあり、今後農地への

復元は困難と判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号、非農地証明願についての、第2区の番号1番から番号2番の2案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願の、第2区の番号1番から番号2番の2案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第1回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後3時19分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員